相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市常磐湯本町吹谷九一番地、最後の住所福島県いわき市常磐上湯長谷町扇田一五番地の三

被相続人　亡　鈴木　一彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十七日

福島県いわき市平谷川瀬字双藤町四―一久善ビル二二号

相続財産管理人　弁護士　磯　秀一良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県ひたちなか市大字堀口六八五番地六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　長谷川　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十七日

茨城県水戸市中央二丁目八番三一号茂手木ビル一〇二号

相続財産管理人　弁護士　茂手木雄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市新荘二丁目四八二八番地一九、最後の住所茨城県水戸市新荘二丁目一二番二三号

被相続人　亡　安　隆之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十七日

茨城県水戸市南町一丁目三番二三号金沢ビル四階

相続財産管理人　弁護士　植崎　明夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県東茨城郡大洗町大貫町二一三、二一五合併番地、最後の住所茨城県東茨城郡大洗町大貫町二一三番地

被相続人　亡　豊田　宏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十七日

事務所茨城県水戸市大町三丁目四番八号

相続財産管理人　弁護士　福田　博行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市剣崎町一二五一番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　秋本　格摩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十七日

事務所群馬県高崎市問屋町西一丁目九番地三KYビル二〇一

相続財産管理人　堀口　均

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市貝沢町四一〇番地二、最後の住所群馬県高崎市貝沢町一一八七番地九

被相続人　亡　三浦　一矢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十七日

事務所群馬県高崎市問屋町三丁目一〇番三問屋町センター第二ビル四階

相続財産管理人　弁護士　室賀　康志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取郡東庄町笹川ろ一一〇六番地、最後の住所千葉県香取郡東庄町笹川ろ一一九番地八

被相続人　亡　樋口　秀夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十七日

事務所千葉市中央区中央四―一六―一建設会館ビル六階　ソレイユ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　永田　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区西亀有一丁目三七番地、最後の住所東京都江東区住吉一丁目一七番一一号あそか園

被相続人　亡　端山　芳生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十七日

東京都千代田区九段北四丁目三番二〇号九段フラワーホーム六階六〇三号室

相続財産管理人　弁護士　宿谷　光雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区辰沼二丁目一七八番地、最後の住所東京都足立区佐野一丁目一番二―四〇五号

被相続人　亡　嶋村　理江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十七日

東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビルヂング九階宏和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯田　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区両国三丁目二〇番地二、最後の住所東京都北区志茂三丁目二二番二―二〇一号アーバンフラッツ

被相続人　亡　髙橋　孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十七日

事務所東京都港区虎ノ門三丁目二五番二号ブリヂストン虎ノ門ビル一F

相続財産管理人　弁護士　笠井　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区下井草三丁目二二七番地、最後の住所東京都杉並区下井草三丁目二一番一五号

被相続人　亡　川口　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十七日

東京都新宿区西新宿七丁目一番七号新宿ダイカンプラザA館五〇七号室髙橋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　康博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市博多区上呉服町六〇五番地、最後の住所東京都新宿区北町四一番地八

被相続人　亡　天久　耕吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十七日

東京都千代田区内幸町二丁目二番二号富国生命ビル一七階石澤・神・佐藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　栃尾真理子

（登録姓　島田）

第50期決算公告

平成25年1月17日

千葉市美浜区新港139番地2号

京葉工管株式会社

代表取締役　内藤　栄男

貸借対照表の要旨（平成24年7月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,095,217
	固定資産	2,416,343
	繰延資産	114
	合計	4,511,674
負債及び純資産の部	流動負債	2,697,549
	固定負債	431,562
	株主資本	1,382,563
	資本金	50,000
	剰余金	1,332,563
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,330,063
	（うち当期純利益）	(34,322)
	合計	4,511,674